

μITRON4.0仕様カーネル登録確認用製品マニュアルチェックシート

登録依頼会社名:

登録依頼カーネル製品名:

項目	判定 (※7)	備考欄
ル準 抛 プ ロ フ ア イ	以下のいずれかからひとつを選択してください。	
	フルセット	
	スタンダード	
	ベーシック	
	自動車制御	
	なし	
μITRON4.0仕様保護機能拡張 (サポートの場合は○、未サポートの場合は×)		
0)	ITRON仕様に対する表記がルール通りされているかの審査	
0-1	TRONやITRONなどの略称に関する説明があるか？(※1)	
0-2	ITRON仕様に関する説明があるか？(※2)	
仕様書 5.1節「μITRON4.0仕様準抛の条件」に基づく審査		
1)	仕様準抛に必要な最低限の機能を持っているかの確認(※3)	
1-1	タスクを生成できること、タスクは少なくとも実行状態、実行可能状態、休止状態の3つの状態を持つこと	
1-2	μITRON4.0仕様スケジューリング規則に従っていること	
1-3	割り込みハンドラを登録できること	
1-4	タスクおよび割り込みハンドラから、タスクを起動する手段があること	
1-5	自タスクを終了する手段が提供されていること	
2)	規定されている仕様と同等の機能を持つ場合に、機能仕様がμITRON4.0仕様に合致していることの確認	
2-1	タスク状態遷移および、状態遷移する規則がμITRON4.0仕様と合致していること	
2-2	割り込み処理と例外処理が非タスクコンテキストで実行されること、発行できるサービスコールが仕様に合致していること	
2-3	コンテキストとシステム状態の扱いが説明されており、かつその説明が仕様に準拠しているか？	
2-4	タスクなどの処理単位の記述形式が仕様に準拠しているか？ → 仕様書 P82 に記述されている形式かを確認する	
2-5	データ型、構成定数、マクロが仕様に合致しているか？ →申請時に「データ型一覧表」を提出し確認する。 ただし、準抛プロファイルなしの場合で、実装独自にμITRON4.0仕様と合致させない場合は、製品マニュアルなどでその旨が明記されていること。	
2-6	各サービスコールの名称、機能、パラメータとリターンパラメータ(エラーコードを含む)の種類・順序・名称・データ型が仕様に準拠しているか？	
2-7	仕様書内で「実装定義」となっている部分が定義されているか？ →申請時に「実装定義一覧表」提出し、確認する	
2-8	スタンダードプロファイル以上の場合の確認事項：コンフィギュレーション方法である静的APIをサポートしている場合、名称・機能・パラメータの種類・順序・名称・データ型が仕様に準拠しているか？	
2-9	プロファイル規定に含まれるすべての機能を持っているか？(準抛プロファイルのある場合のみ)特に、CPU例外ハンドラで行えるべき操作が用意されているか？(※5)	
2-10	タスクの main をリターンした場合、ext_tskと同じ振る舞いをするか？	
3)	仕様で規定されていない機能を持つ場合は、その機能仕様がμITRON4.0仕様における実装独自として規定されている拡張方法に合致していること	
3-1	独自の拡張機能を持つ場合に、-独自の拡張機能であることが明記されているか？(※6) →申請時に、「独自機能一覧」を提出し確認する	
3-2	独自の拡張機能を持つ場合に、機能拡張方法がμITRON4.0仕様規定に合致しているか？(※6)	
3-3	サブセット化や機能制限がある場合に、そのことが明記されているか？	
保護機能拡張 仕様書 2.6節「μITRON4.0仕様 保護機能拡張 仕様準抛の条件」に基づく審査(保護機能拡張サポート製品のみ)		
4)	仕様準抛に必要な最低限の機能を持っているかの確認(※4)	
4-1	メモリオブジェクトを登録できること	
4-2	カーネルドメイン以外の保護ドメインを複数生成でき、タスクとメモリオブジェクトを、それらに所属させられること	
4-3	メモリオブジェクトに対するアクセス保護機能を提供すること	

マニュアル審査の結果、登録申請製品はとして下記のように判定されたことを報告します。

ITRON仕様準拠製品として認定する ITRON仕様準拠製品として認定しない
 (ただしコメント記載事項修正を条件とする)

20xx/xx/xx

報告会社名:

所 属:

氏 名:

コメント:

注:本資料中の「仕様書」とは、「 μ ITRON4.0仕様書」を指す。その他の仕様書は、その正式名称で表記している。

- (※1) 以下の文言(ないしは同じ趣旨の文言)を入れることが条件。
 - ・TRONは“The Real-time Operating system Nucleus”の略称です。
 - ・ITRONは“Industrial TRON”の略称です。
 - ・ μ ITRONは“Micro Industrial TRON”の略称です。
 - ・TRON, ITRON, および μ ITRONは、特定の商品ないしは商品群を指す名称ではありません。
- (※2) 以下の文言(ないしは同じ趣旨の文言)を入れることが条件。
 - μ ITRON4.0仕様は、T-Engineフォーラムのオープンリアルタイムカーネル仕様です。
 - μ ITRON4.0仕様の仕様書は、T-EngineフォーラムWebサイト(<http://www.t-engine.org/>)から入手が可能です。
- (※3) 仕様書の5.1.2節に記載の仕様を満たすこと。
- (※4) 「 μ ITRON4.0仕様保護機能拡張」仕様書の2.6節に記載の仕様を満たすこと。
- (※5) 仕様書の3.4.2節に記載。
- (※6) 実装独自のサービスコール名はvで、エラーコードはEVで始まること
 (厳密にはもう少し複雑である。仕様書の2.2.2節, 2.2.7節(b), 3.6.3節に記載)。
- (※7) 「判定方法」の記入方法: 準拠 ○, 一部準拠 △, 非準拠 ×